

2021年9月21日
全国港湾21 発第18号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)



全国港湾第14回定期大会の概要並びに21秋年末闘争の当面の取り組みに関する指示

標記について、下記の通り報告するとともに、当面の取り組みについて指示する。

I 第14回定期大会の概要について

1. 全国港湾は、2021年9月15～16日にシーパレス日港福を拠点に、会場参加とリモート参加のハイブリッド形式で第14回定期大会を開催した。会場参加は、中央執行委員及び代議員21名、67カ所からのリモート参加の代議員は102名で、多数のオブザーバーもリモートで参加した。大会は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、自然災害及び感染症拡大による大会開催に係る規約改正条項、及び、緊急特例措置の規約設置の両案を前倒して本大会から適用することを承認したうえで、開催した。
2. 大会開催にあたり、中央執行委員長は、コロナ禍での産別運動への全国の仲間の奮闘に敬意と感謝を述べ、山積する諸課題の解決に全力を挙げて取り組む決意と、そのための意思統一を大会でしっかり行うことを強調する挨拶を述べた。また、産別協定遵守の課題やRTG遠隔操作化事業への対応など「雇用と職場を守る」運動に、この秋から取り組むことの重要性を強調した。
3. 大会は、議長団に坂口幸由代議員(日光労連)、瀬川剣吾代議員(全倉運)を選任し、第一号議案(20年度の主な取り組み経過案)、第二号議案(21年度運動方針案)、第三号議案(産別ストライキ権の確立案)、第四号議案(規約改正案)、第五号議案(20年度決算及び21年度予算案)、並びに21年秋年末闘争方針案について討議した。
4. 大会は、事前に通告された意見、及び、当日に大会会場とリモート参加者より全体で21名の発言があり、それらは、方針原案を補完し、積極的に産別運動を促進する立場からのものであった。
5. 以上の大会での討議について、中央執行委員長が総括答弁を行い、これを踏まえて、大会はすべての議案について採択され、21年度のたたかう運動方針を確立した。また、

大会は、21 年度中央執行委員を選出した(別添)。

6. 大会は、大会宣言(別添)を満場の拍手で採択した。

7. 大会で確認した「21 秋年末闘争に取り組む基本スタンス」次の通り。

(1) 第一の柱は、料金問題や石炭荷役問題などの政策課題と 21 春闘協定など諸協定の履行など山積する課題を着実に解決していくこと。

(2) 第二の柱は、産別労使が共有する多くの政策課題について、国交省・厚労省はじめ関係行政への働きかけを、組合独自の取り組みだけでなく、労使の取り組みとしても位置付け、これを強化すること。

(3) 第三の柱は、激動する政治・経済情勢に対して、国民的な運動に合流しながら、港湾産別として、政治に働きかける取り組みに挑戦すること。

8. 当面する 21 秋年末闘争の主な課題と取り組みは、以下の通りであるが、大会後に開催した第 1 回中央執行委員会は、日港協に対し、主要な課題に関する労使政策委員会の開催を求め、課題の解決への責任を果たすよう求めていくこととした。

主要課題とは、要旨以下の通り。

(1) 21 年 8 月 18 日に発出された、東京都労働委員会の命令を履行し、良好な産別労使関係の再構築を図ること。

(2) 横須賀新港ふ頭のフェリー埠頭化に対する取り組みで、横須賀新港ふ頭振興協議会の基本合意を踏まえ、「港湾労働者の雇用の確保」と「フェリー船社との協議の場を設定」し、問題の解決を図ることを求めていくこと。

(3) 秋田港における港運秩序維持について、産別協定遵守・法令順守の立場から、産別協定の一方の当事者、港運事業の運送秩序維持の主体者(業界団体の責任)として、責任ある対応を図ること。

(4) 非効率石炭火力発電施設の休・廃止に係る課題について、21 春闘合意に基づき、港湾運送事業の維持・継続、港湾労働者の雇用確保の立場から、政府に働きかけるなど、業界団体としての責任を果たすこと。

(5) 認可料金の復活・適正料金の収受に向けたプロジェクトチーム(料金 P T)を具体的に動かし、所与の問題解決への協議を促進すること。

(6) 産別労災補償制度の確立に向けた、WGの協議促進を図ること。

(7) 検数・検定小委員会に係る諸課題について、21 春闘「覚書」を基本に、指定事業体問題、標準者賃金の協定要件の改定などの解決に向けて、当該委員会を開催すること。

9. 関連職種の週休二日制など、産別協定履行に係る課題は、別途、中央執行委員会責任者の参加を含む地区協議の促進について、別途指示する。

10. RTG遠隔操作化事業への取り組み、とりわけ名古屋港のNUCT社が提起している「作業基準確認書(案)」については、その問題点、雇用と職域の確保策について、中央WGの経過を踏まえて、当面、9月29日(水)にWGの折衝を行うこととする。

II 第14回大会の決定を踏まえた当面の取り組みに関する指示

大会後に開催した第1回中央執行委員会(14期/21年度)は、上記の通りの大会経過と決定を踏まえ、労使政策委員会の開催を文書で申し入れることとともに、当面の取り組みについて確認した。ついては、各単組・地区港湾は、当面する下記の取り組みについて、促進・具体化を図るよう指示する。

記

1. 中央行動について

- (1) 21年11月17日(水)～18日(木)に中央行動を設定し、行政交渉や政党要請行動を取り組む。具体的な要求は、認可料金制度復活、自動化・機械化問題、職域拡大及び安全問題等とし、申入れ内容や政党との懇談会の場合は常任中執で分担して取り組む。なお、21秋年末中央行動は、新型コロナウイルスの感染収束状況も見ながら、可能な行動を取り組むこととし、具体的には中央執行委員会で判断する。
- (2) 各単組・地区港湾は、中央行動への結集のための日程を確保し、別途指示する取り組みに対応できる準備を整えられたい。

2. 地区統一行動について

- (1) 2021年10月25日(月)～11月12日(金)を地区統一行動ゾーンとして設定し、中央行動と連動した諸課題と地区独自の課題も掲げて取り組む。
- (2) 具体的な要求と取り組み内容は、以下の通りとする。
 - ① 具体的な要求は、中央での申入れ内容とともに地区独自課題を設定する。とりわけ、職域問題や港湾労働秩序の課題は、地区港湾が当該地方行政に対して行う「告発」と「問題提起」が中央行政に大きな影響力を発揮しており、地域産別の結集で大きな構えのもとに取り組むこと。また、行政等への申入れとともに、産別協定順守や法令順守キャンペーン行動に取り組むこと。
- (3) 各地区港湾は、上記の内容にもとづき、地区統一行動を取り組みこと。具体的な取り組み方法、規模、内容については、地区港湾議長(委員長)の判断に委ねるが、行動の結果については、全国港湾書記局に報告されたい。
- (4) 各単組は、各地区港湾の統一行動の成功のための縦指示に取り組むこと。

3. 組織強化、教宣活動の充実と各単組・地区港湾での活用について

- (1) 21 秋年末行動の教宣活動の一環として、教宣伝委員会を中心に次の取り組みを進めることとし、各単組、地区港湾は、これらの教宣資材を活用し活動の促進を図ること。
- ① 組織拡大を念頭に、「コロナ禍の中で奮闘する仲間を労い・励ます」ポスター、産別労働組合のメリットを知らせる「チラシ入りポケットティッシュ」の作成。
 - ② 産別労働組合の存在を知らせ・アピールするために、「産別協定を持つ港湾産別組織(地区港湾)の存在がある」、「国際連帯でたたかう港湾産別労働組合(地区港湾)がある」、「港湾労働者の団結で魅力ある港湾労働を確立しよう」との横断幕(全国港湾・ITFロゴ入り)を作成し、港に張り巡らせる取り組みを行う。
- (2) 年次方針に沿った活動に資するために、陸運事業の標準運賃確立の運動、建設労働者の石綿訴訟の取り組みについて、中央執行委員会の一部を使って学習会を企画する。

4. 21 秋年末闘争の諸日程について

21 秋年末闘争と 22 春闘準備に係る機関会議などの日程は下記の通りとする。

- | | |
|------------------|------------|
| 9月27日(月)10:00~ | 第1回常任中執 |
| 10月8日(金)13:30~ | 第2回中央執行委員会 |
| 13日(水)10:00~ | 第1回四役会議 |
| 18日(月)10:00~ | 第2回常任中執 |
| 28日(木)13:30~ | 第3回中央執行委員会 |
| 11月1日(月)10:00~ | 第3回常任中執 |
| 2日(火)13:30~ | 地区港湾事務局長会議 |
| 16日(火)~17日(水) | 第4回中央執行委員会 |
| 17日(水)~18日(木) | 中央行動 |
| 29日(月)10:00~ | 第4回常任中執 |
| 12月15日(水)~16日(木) | 第5回中央執行委員会 |
| 20日(月)10:00~ | 第5回常任中執 |

<中央委員会と第1回港湾中央団交/予定>

第14回中央委員会 22年2月8日(火)~9日(水)

第1回中央港湾団交/要求提出 22年2月16日(水)

以上

<添付> ①21年度中央執行委員名簿

②第14回定期大会宣言